

# 令和6年度 固定資産税（償却資産）申告の手引 南関町

## 目次

I 償却資産の申告について		ページ
1	申告していただく方	1
2	提出する書類	1-2
3	申告にあたっての注意事項	2
II 償却資産のあらまし		
1	償却資産の範囲について	3-4
2	償却資産の主な種類について	4
3	業種ごとの主な償却資産の例	5
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	6
5	リース資産と納税義務者	7
6	取得価額における消費税の取扱い	7
7	国税の取扱いとの比較	8

III 償却資産の評価について		ページ
1	償却資産の評価と課税について	9
2	減価率及び減価残存率一覧表	10
IV その他		
1	非課税及び課税標準の特例	11
2	虚偽の申告及び不申告について	11
3	調査協力のお願について	11
V 償却資産Q&A		12-14

### 提出期限

令和6年1月31日（水）

### 提出先・お問合わせ先 南関町役場 税務住民課 固定資産税係

〒861-0898

熊本県玉名郡南関町大字関町64番地

TEL 0968(57)8563（直通）

※郵便、信書便又は直接窓口で受け付けております。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

※インターネットを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告（地方税ポータルシステム・eLTAX）でも申告を受け付けております。電子申告、事前手続き等の詳細はeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)でご確認ください。

# I 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

個人や会社で工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け、農業など事業を行っている方で、賦課期日(毎年1月1日)現在において南関町内に所在する償却資産を所有されている方です。

その方は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、1月31日までに賦課期日現在の償却資産の所有状況を町へ申告しなければなりません。

## 2 提出する書類

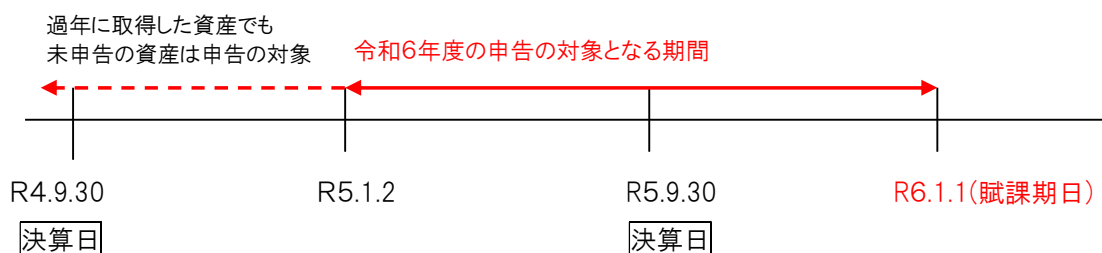
初めて申告される方……全資産を申告してください。

対象者	① 令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に、新たに南関町内で事業を始められた方 ② その他、今年度より初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和6年1月1日現在、南関町内に所在し、事業の用に供することのできる全ての償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産なし」と記載して提出してください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(令和5年度)までに申告されている方
対象資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加及び減少資産(ただし、令和6年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください)(下の例を参照)
提出する申告用紙	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用)
その他	① 令和5年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載してください。 ② 法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようご注意ください。(下の例を参照)

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



## 提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○(全資産)		
	資産なし	○			申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産なし」と記載
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・滅失・移動・修正	○	○	○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増加・減少資産なし	○	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出	○	必要に応じ○	必要に応じ○	申告書中の「18 備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記載
	自社電算様式	○	○(全資産)	○(減少がある場合)	

※ 南関町から送付する申告書を使用せずに自社電算様式で申告する場合は、必ず当町の申告用紙を添付して送付してください(所有者コード確認にのみ使用しますので、当町申告書の記入は不要です)。

### ＜法人税・所得税の確定申告に添付する減価償却資産明細書(計算書)について＞

種類別明細書 増加資産・全資産用に代えて、直近の、法人税・所得税の確定申告に添付する「減価償却資産明細書(計算書)」の写しを提出していただいても構いません。

ただし、確定申告後から令和6年1月1日までに資産の増減がある場合は、その写しを修正(減少資産を消して、増加資産を記入)してご提出ください。

## 3 申告にあたっての注意事項

次の場合も申告が必要です。必要事項をご記入のうえ、申告書をご提出ください。

- ・前年度において免税点(課税標準額が150万円未満)の場合や、本年度が免税点になると思われる場合
- ・廃業、解散、転出等の場合(事務処置上必要ですので、申告書の「18 備考」欄に「廃業」等およびその日付がわかるように記入してご提出ください)
- ・前年度と資産の状態が変わらない場合、該当資産がない場合(申告書の「18 備考」欄に“増減なし”または“該当資産なし”と記入してご提出ください)

## II 償却資産のあらまし

### 1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含まず。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（まだ稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

#### (2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>
法人の場合 (平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>	

※ 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

## <取得価額について>

償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

○購入した償却資産については、その購入代価(運搬費等の付帯費の額を含む)

○自己の製作、製造等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務費および経費の額(運搬費等の付帯費の額を含む)

※ただし、これらが取得時において通常支出すべきと認められる額と著しく相違する場合においては、通常支出すべき金額によります。また、圧縮記帳の制度は、固定資産税では認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の価額が取得価額となります。

### (3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの(普通自動車・軽トラック・農耕用小型トラクタ等)
- ② 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- ④ 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- ⑤ 美術品等(ただし、国税の取扱いにおいて減価償却資産に該当するものは申告対象です。)
- ⑥ 生物(ただし、観賞用、興行用その他これらに準ずる用の生物は申告対象です。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以後契約分)

## 2 償却資産の主な種類について

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構築物 (建物付属設備を含む)	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設、フェンス 等
		<建物付属設備> 変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 *詳しくは6ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
第2種	機械及び装置	各種製造機械設備、農業用設備、土木建設機械、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備 等
第3種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具 ※	<u>大型特殊自動車に該当するもの(農耕作業用自動車については、最高速度が毎時 35km以上のもの)、台車 等</u> *詳しくは13ページ【6 大型特殊自動車】をご参照ください。
第6種	工具、器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等

※ 自動車税・軽自動車税の対象になる普通自動車、トラック、小型特殊自動車 等は除きます。

### 3 業種ごとの主な償却資産の例

各業種共通	駐車場設備、舗装路面、外構工事、外灯、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、複写機、レジスター、金庫、LAN設備等
農業	ビニールハウス、農業用乾燥機、耕運機、管理機、播種機、バックホウ、等
太陽光発電	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、舗装路面、フェンス等
不動産貸付業	駐車設備、舗装路面、柵、緑化施設等の外構工事、屋外電気設備工事、屋外給排水設備工事、受変電設備工事、中央監視設備工事、自家発電設備工事、蓄電池設備工事等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ドライヤー、はさみ、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
旅館・ホテル・バー、喫茶・軽食	接客用家具・備品、厨房設備、自動販売機、ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、ピアノ等の楽器、カラオケセット、ミラーボール、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、挽肉機、電子はかり等
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネット等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャピアー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
浴場業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機等

## 4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

### 附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分

設備等の種類	設備等の内容	家屋に含める	償却資産
建築工事	内装・造作等工事一式(床・壁・天井仕上等)	○	
	外構工事一式(門・塀・井戸・舗装路面等)		◎
電気設備	屋内照明設備(白熱灯・蛍光灯用器具等)	○	
	屋外照明設備(外灯・庭園灯・フィットライト等)		◎
	屋内配線設備(電話配管・スイッチ・コンセント等)	○	
	屋外電気引込設備(引込工事等一式)		◎
	インターホン設備、テレビ共聴設備一式	○	
	電話交換機、ITV設備、LAN設備一式		◎
	火災報知装置、非常通報装置設備一式	○	
	受変電設備一式、予備電源設備		◎
	避雷設備、出退表示設備一式	○	
	中央監視制御設備一式、POSシステム		◎
給排水設備	屋内設備(屋上等設置給水槽、受水槽、圧力タンク、止水栓、通気管、高架水槽用揚水設備等)	○	
	屋外設備(独立給水塔、水道引込設備、地下水用揚水設備等)、中水処理設備		◎
給湯設備	浴室、キッチン、洗面所等への給湯設備一式	○	
	流し台等と一对の給湯器一式		◎
ガス設備	屋内配管、バルブ、カラン、排気筒	○	
	屋外供給本管(ガスメーターから外側)、メーター		◎
衛生設備	便器、洗面器、流し、浴槽、ユニットバス	○	
	建物から独立設置されたし尿浄化槽設備		◎
空調設備	埋め込み式エアコン、配管設備、エアカーテン(家屋と構造上一体のもの)	○	
	壁掛型、ウインド型(取付け・取外しが容易なもの)		◎
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機等	○	
その他設備	家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備		◎
	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の効用を高める設備	○	

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。



## 5 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(ファイナンス・リース取引に係るリース資産)で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

## 6 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うこととなります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める



## 7 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事 業 年 度	暦年(賦課期日制度)
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は旧定率法(減価率は10ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半年償却(1/2)
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	<b>認められません ※1</b>
特別償却、割増償却	認められます	<b>認められません</b>
増 加 償 却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の5/100
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	<b>認められません ※3</b>

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

※3 青色申告法人である中小企業者等が、取得価格30万円未満である減価償却資産を事業の用に供した場合には、その取得価格に相当する金額を損金の額に算入することができますが(要件があります)、固定資産税の取り扱いとしては減価償却資産として課税対象となります。

# Ⅲ 償却資産の評価について

## 1 償却資産の評価と課税について

### (1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

### (2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて旧定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

#### 評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×(1- <u>減価率÷2</u> )
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-減価率)

\*.....は、小数点第4位を四捨五入 \*減価率については次ページの表を使用します。

#### ◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

### (3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは南関町内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

### (4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

## 2 減価率及び減価残存率一覽表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				<b>31</b>	0.072	0.964	0.928
<b>2</b>	0.684	0.658	0.316	<b>32</b>	0.069	0.965	0.931
<b>3</b>	0.536	0.732	0.464	<b>33</b>	0.067	0.966	0.933
<b>4</b>	0.438	0.781	0.562	<b>34</b>	0.066	0.967	0.934
<b>5</b>	0.369	0.815	0.631	<b>35</b>	0.064	0.968	0.936
<b>6</b>	0.319	0.840	0.681	<b>36</b>	0.062	0.969	0.938
<b>7</b>	0.280	0.860	0.720	<b>37</b>	0.060	0.970	0.940
<b>8</b>	0.250	0.875	0.750	<b>38</b>	0.059	0.970	0.941
<b>9</b>	0.226	0.887	0.774	<b>39</b>	0.057	0.971	0.943
<b>10</b>	0.206	0.897	0.794	<b>40</b>	0.056	0.972	0.944
<b>11</b>	0.189	0.905	0.811	<b>41</b>	0.055	0.972	0.945
<b>12</b>	0.175	0.912	0.825	<b>42</b>	0.053	0.973	0.947
<b>13</b>	0.162	0.919	0.838	<b>43</b>	0.052	0.974	0.948
<b>14</b>	0.152	0.924	0.848	<b>44</b>	0.051	0.974	0.949
<b>15</b>	0.142	0.929	0.858	<b>45</b>	0.050	0.975	0.950
<b>16</b>	0.134	0.933	0.866	<b>46</b>	0.049	0.975	0.951
<b>17</b>	0.127	0.936	0.873	<b>47</b>	0.048	0.976	0.952
<b>18</b>	0.120	0.940	0.880	<b>48</b>	0.047	0.976	0.953
<b>19</b>	0.114	0.943	0.886	<b>49</b>	0.046	0.977	0.954
<b>20</b>	0.109	0.945	0.891	<b>50</b>	0.045	0.977	0.955
<b>21</b>	0.104	0.948	0.896	<b>51</b>	0.044	0.978	0.956
<b>22</b>	0.099	0.950	0.901	<b>52</b>	0.043	0.978	0.957
<b>23</b>	0.095	0.952	0.905	<b>53</b>	0.043	0.978	0.957
<b>24</b>	0.092	0.954	0.908	<b>54</b>	0.042	0.979	0.958
<b>25</b>	0.088	0.956	0.912	<b>55</b>	0.041	0.979	0.959
<b>26</b>	0.085	0.957	0.915	<b>56</b>	0.040	0.980	0.960
<b>27</b>	0.082	0.959	0.918	<b>57</b>	0.040	0.980	0.960
<b>28</b>	0.079	0.960	0.921	<b>58</b>	0.039	0.980	0.961
<b>29</b>	0.076	0.962	0.924	<b>59</b>	0.038	0.981	0.962
<b>30</b>	0.074	0.963	0.926	<b>60</b>	0.038	0.981	0.962

# IV その他

## 1 非課税及び課税標準の特例

### (1)非課税資産

地方税法第348条第2項、第4項から第9項及び同法附則第14条の規定に該当する償却資産は非課税となります。

### (2)課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項の規定に該当する資産を取得された場合は、申告書の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産)の対象資産の摘要欄に特例と記入し、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

### <わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)について>

平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、地方自治体が一定の範囲内においてその特例割合を条例で定めることができる「わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)」が導入されました。このことを受け、南関町では税条例第61条の2及び税条例附則第10条の2において課税標準額の特例割合を定めています。

## 2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告しなかった場合には、地方税法第386条及び南関町税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

以前申告されている方で、今年度分の申告書を未提出の方に対しても、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行います。

## 3 調査協力をお願いについて

地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

また、調査の一環として地方税法第354条の2に基づき、国税関係書類(所得税・法人税)の閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合は、現年度だけではなく過年度にも遡及して課税することもありますので、あらかじめご承知ください。

# V 償却資産 Q & A

## 1 遊休資産、未稼働資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。

## 2 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数を経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5/100となります。

## 3 中古資産の耐用年数

Q 中古資産を取得した場合の耐用年数どのように申告すればいいですか？

A 耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積もって耐用年数とすることができます。その場合については、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

法定耐用年数の全部を経過 → 法定耐用年数×0.2

法定耐用年数の一部を経過 → (法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×0.2

※ 年未満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とします。

## 4 一括償却

Q 取得価額20万円未満の資産で、税務会計上、一括償却されている資産は、申告する必要がありますか？

A 申告する必要はありません。取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法（「一括償却」という）を選定したものは、固定資産税における課税客体に該当せず申告の対象外です。なお、個別に減価償却資産として経理しているものについては、取得価額にかかわらず申告の対象資産となります。

## 5 減価償却を行っていない場合

Q 近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を全く行っていません。このように減価償却を行っていない資産でも申告する必要がありますか？

A 申告する必要があります。

事業者が赤字決算、配当政策等のため減価償却資産について減価償却を行わない場合があります。

たとえ現実にその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されていないものであっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格の資産については、事業の用に供することができる限り申告対象となります

## 6 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、※フォークリフト(軽自動車税の対象となるものを除く)、除雪車、モーターグレーダー等があり(\*道路運送車両法施行規則第2条別表第1参照)、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※ 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

- (1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの  
(3) 自動車の高さが2.8mを超えるもの (4) 最高速度が毎時15kmを超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が毎時35km以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。

(自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。)

### 《道路運送車両法施行規則第2条別表第1》

自動車の種類	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型特殊自動車 ※1	一 次に掲げる自動車であって小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬液散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車、ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車 ※2	一 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km毎時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	二 前号第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km毎時未満のもの			

※1 大型特殊自動車・・・固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

※2 小型特殊自動車・・・軽自動車税の課税対象となります。

## 7 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品(テレビ、ビデオ、ソファ等)を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

## 8 従業員の福利厚生のに供する資産

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的、間接的であることを問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

## 9 太陽光発電設備について

Q 全量売電を行っていない場合においても個人住宅用の太陽光発電設備に対して固定資産税は課税されますか？

A 個人住宅用の太陽光発電設備についても課税対象となる場合があります。詳しくは下記の表にてご確認ください。

設置者	課税対象となる場合 ※
法人(会社)	発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象となります。
個人(個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象となります。
個人	個人の方が住宅用に設置した太陽光発電設備について、 <u>発電出力10kW 以上の設備は、事業の用に供している資産となりますので、課税対象</u> となります。  ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。必ずしも営利または収益を得ることを直接の目的とするものに限りません。

※ 家屋一体の建材(屋根材など)として設置された太陽光パネル等は家屋として固定資産税の課税対象となりますので、償却資産の申告は不要です。



## 提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄に○点を入れてください。

- 令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。(※)  
(※ 取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。)
- 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産(合計300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した資産を含めていますか。
- 種類別明細書(資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数)に記載誤り等はないですか。
- 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- 屋号、連絡先、担当者名、個人・法人番号、税理士名等の記入もれはないですか。
- 南関町内に所在する資産ですか。
- 家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 去年の申告と前年度の価額は合っていますか。
- リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 簿外資産も含めていますか。
- 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 社宅用、宿舍用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 無形固定資産(電話加入権、ソフトウェア等)、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。

### **提出期限**

**令和6年1月31日(水)**

### **提出先・お問合わせ先**

**南関町役場 税務住民課 固定資産税係**

**〒861-0898**

**熊本県玉名郡南関町大字関町64番地**

**TEL 0968(57)8563(直通)**